

## 川口市広告入り封筒の寄附に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市長に対して、広告入り封筒（以下「封筒」という。）の寄附の申し出があった場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の範囲)

第2条 封筒に広告を掲載できる範囲等は、川口市広告掲載要綱及び川口市広告掲載基準の規定を適用する。

### (寄附希望者の募集)

第3条 封筒の寄附を希望する者（以下、「寄附希望者」という。）の募集は、市のホームページ、広報かわぐち、その他市長の認める方法による公募とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が限定される媒体で、市長が特に必要と認める場合は、募集する寄附希望者の業種、事業者等をあらかじめ指定することができる。

3 寄附希望者が募集枠に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、個別に封筒の寄附の案内をすることができる。

### (寄附の申込み)

第4条 寄附希望者は、封筒寄附採納申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出するものとする。

(1) 広告原稿

(2) 納税証明書（写し）（発行後3ヶ月以内のもの）

(3) 商業登記履歴事項全部事項証明書（写し）（発行後3ヶ月以内のもの）

(4) 事業概要、営業沿革等がわかる書類（会社案内、パンフレット等）

法人でない寄附希望者が申し込む場合は、(3)及び(4)は不要。

なお、市は必要に応じ、資格免許証等の提出を求めることができる。

### (寄附採納の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込書を受理したときは、その内容を精査し、寄附の可否を決定するものとし、その結果を寄附希望者に、封筒寄附採納決定通知書（様式第2号）又は封筒寄附採納不受理決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定による決定を行うにあたり、募集した封筒の寄附の枠数を超える掲載申し込みがあったときの寄附希望者の順位は、次のとおりとする。この場合において、2者以上の同順位の者から申し込みがあったときは、抽選により決定する。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類する者の寄附

(2) 公共的性格のある事業者で、市内に事業所等を有する者の寄附

(3) 前2号に掲げる者以外の事業者等で、市内に事業所等を有する者の寄附

(4) その他適当であると市長が認める者の寄附

(協定書の締結)

第6条 市長は、寄附採納の決定を受けた者（以下「寄附決定者」という。）と封筒の作製及び寄附に関する協定書を締結するものとする。

(封筒の作製)

第7条 寄附決定者は、広告内容、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に封筒を作製しなければならない。

2 寄附決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(市の業務内容等の掲載)

第8条 封筒には市の業務内容、お知らせ等を掲載するスペースを設けなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるときは、又はこの要綱に違反していると判断したときは、寄附決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第10条 封筒の作製に要する費用は、すべて寄附決定者の負担とする。

(寄附の取り下げ)

第11条 寄附決定者は、自己の都合により本市への封筒の寄附を取り下げることができるものとする。

2 寄附決定者は、前項の規定により寄附を取り下げるときは、6ヶ月前までに書面により市長に申し出なければならない。

(使用期間)

第12条 封筒の使用期間は、市長が別に定める期間とする。

(問題発生時等の対応)

第13条 寄附決定者は、封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(使用の中止)

第14条 市長は、寄附を受けた封筒が本市が使用する物として適当でないと認めるときは、当該封筒の使用を中止することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、封筒の寄附に関する必要な事項は、市長が別に定める。